

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター長期継続契約細則

平成 21 年法人細則第 19 号

制定 平成 21 年 4 月 1 日

平成 25 年法人細則第 24 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）が行う契約のうち、長期継続契約を締結することができる契約に関する事務処理に必要な事項を定める。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第 2 条 次の各号に該当する契約を締結する場合は、長期継続契約を締結することができる。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産を借りる契約
- (3) 物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められる契約で、次に掲げるもの
 - ア 電子計算機、事務用機器及び業務用機器の借入れに関する契約
 - イ 自動車の借入れに関する契約
- (4) 庁舎等の設備保守に係る契約その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約並びに物品を買い入れる契約で、次に掲げるもの。
 - ア 電子計算機、事務用機器及び業務用機器等の保守に関する契約
 - イ 電子計算機処理に係るプログラム等の保守及び運用に関する契約
 - ウ 建物維持管理業務等に関する契約
 - エ 庁舎内設備の保守及び点検・維持管理等に関する契約
 - オ 庁舎内設備の運転及び監視等に関する契約
 - カ 清掃業務に関する契約
 - キ 警備業務に関する契約
 - ク 複写サービスに関する契約
 - ケ 労働者派遣、会計監査又は税務指導等に関する契約
 - コ 洋雑誌の買い入れ、インターネットによるサービス等の利用又はソフトウェアの使用許諾等に関する契約
- (5) 前各号のほか、長期継続契約を締結することが法人にとって有利と認められる契約

(契約期間)

第3条 長期継続契約の契約期間は、5年以内とする。ただし、理事長が必要と認めたものは、その上限を超えて契約期間を定めることができる。

附則

第1条 この細則は平成26年4月1日より施行する。